

令和8年6月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

令和8年6月8日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	総 務 課 長 屋 代 浩 君
企 画 課 長 水 野 伸 明 君	財 政 課 長 鈴 木 和 幸 君
情 報 政 策 課 長 篠 宮 寛 敬 君	消 防 防 災 課 長 栗 原 幸 雄 君
税 務 課 長 小野寺 千 枝 君	市 民 課 長 田 中 めぐみ 君
高 齢 者 支 援 課 長 松 本 里 奈 君	福 祉 課 長 吉 田 智 絵 君
こども未来応援課長 土 馬 健太郎 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
都 市 建 設 課 長 佐 近 久 君	農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由美子 君	会 計 課 長 生 貫 栄 一 君
学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君	生 涯 学 習 課 長 渡 邊 友 人 君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 渡 邊 弘 則 君	議 会 係 長 忍 足 篤 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会委託

議案第27号 勝浦市海業推進基金条例の制定について

議案第28号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 令和8年度勝浦市一般会計補正予算

議案第32号 動産の買入れについて

第2 請願の委員会委託

請願第1号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

第3 陳情の委員会委託

陳情第3号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書
提出を求める陳情

陳情第4号 八幡岬公園の再生復活整備に関する陳情

第4 休会の件

開 議

令和8年6月8日（月） 午前10時開議

○議長（戸坂健一君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

○議長（戸坂健一君） 初めに、6月5日の久我恵子議員の一般質問に関する答弁について、栗原消防防災課長より訂正に関わる発言要求がありましたので、改めて栗原消防防災課長より答弁をいたさせます。栗原消防防災課長。

○消防防災課長（栗原幸雄君） 久我議員の一般質問について一部訂正をさせていただきたく、お願いいたします。

質問中の勝浦中学校校舎のトイレの数であります。男性用で大が14基、小が15基、女性用が21基と答弁いたしましたが、正しくは大が16基、小が18基、女性用が24基でありました。訂正しておわび申し上げます。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（戸坂健一君） それでは、日程第1、議案を上程いたします。

議案第27号 勝浦市海業推進基金条例の制定について、議案第28号 勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、

以上4件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問は答弁者、質問者ともに簡潔・明瞭にお願いいたします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め、30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） それでは、私のほうから質問させていただきます。議案第27号 勝浦市海業推進基金条例の制定についてをお聞きいたします。

質問といたしましては、基金充当事業のその他海業に関する事業とあるんですが、これについて具体的にお聞かせくださいませ。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。勝浦市海業推進協議会は令和6年2月に第1回協議会を開会いたしまして、その後、令和6年度に3回、令和7年度1回、令和8年度につきましては、これまでに1回の協議会を開催いたしまして、勝浦市の海業について協議を進め、地元中学生の乗船体験や施設見学、市外からの教育旅行の受入れ、低利用魚を活用した商品の開発などを行ってまいりました。

今回の基金条例の制定は、これまでのようなソフト事業に加えまして、今後ハード事業を実施する際に、今回、東急不動産株式会社様から御寄附いただく寄附金をその財源として活用できるようにしようとするものでございます。

その他海業に関する事業といたしましては、議案27号資料におきまして、4、基金充当事業の②として記載させていただいたものでございますが、①に記載している定置網業と同様に、現在、協議会において検討が進められているものでございます。

その他海業に関する事業につきましては、残念ながら、現在、具体例を挙げる状況には至っておりませんが、勝浦漁業協同組合、新勝浦市漁業協同組合の両組合のほか、観光や商工関係団体との協議が調い、今後、予算化する際に、新規事業として御提案したいと考えているところでございます。

令和8年度は勝浦市海業基金を財源とする事業の実施の見込みは今のところございませんが、令和9年度以降の事業実施に向けて準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。残念ながらということなんですが、今日この予算化する際にまだ至っていないという話でございますが、今度、令和9年度以降の事業実施に向けて準備を進めているということでございますので、これはぜひ進めたいと思っています。

そこでなんですが、この基金の規模は1億円とするとあるんですが、今回は2,500万円しか上

がっていない、この理由についてお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。海業推進基金を設置するに当たっての基金規模1億円というところでございますが、今後の寄附金の見込額を基準に設定をさせていただいております。

今回、令和8年度の2,500万円に加えまして、令和9年度において7,500万円の寄附が見込まれているところから、総額1億円となったところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 承知いたしました。ぜひこの海業は推進していただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○議長（戸坂健一君） 次に、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから議案第28号、29号、30号につきまして質問させていただきます。

まず最初に、勝浦市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてということなんですけども、この資料の中に書いてあります改正の内容としましては、令和8年6月14日からコンビニエンスストア等でもマイナンバーカードと同様に在留カード及び特別永住者証明書にマイナンバーカードの機能を付加した特定在留カード及び特定特別永住者証明書をを用い交付サービスの利用が可能となったというふうに内容書いてあるんですけども、まず1つは、コンビニエンスストア等ということなんですけども、この中には当然、郵便局も含まれるのかというのがまず1つと。

それと、もう一つにつきましては、これは出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の改正に伴って印鑑条例が変わったということで、これを見ていきますと、特定在留カードの交付等というのが第19条の15の2がプラスされて、この4条、第19条の15の次に次の4条を加えるということで、法律のほうで第19条の15の2というのがあります。この中に特定在留カードというような規定がありまして、この条の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の5の規定に定める手続により個人番号カード、これはマイナンバーカードだと思いますけども、カードとしての機能を付加するための措置が講じられた在留カードを特定在留カードと言うと。これと同様に、特定特別永住者証明書というものも、これと同様なマイナンバーカードの機能が付加されたカードというふうな形で解釈しますが、このカードの改正によりまして、この発行の手続について、どういうふうに変ったのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。田中市民課長。

○市民課長（田中めぐみ君） お答えします。コンビニエンスストア等とは、セブンイレブンやファミリーマートなどのコンビニエンスストアをはじめ、上野郵便局、総野郵便局、庁舎内1階に設置しておりますキオスク端末で御利用いただけます。

今回の改正につきましては、概要を申し上げますと、現在、外国人の方が保有している在留カードや特別永住者証明書とマイナンバーカードに関する手続は、それぞれ別の行政機関で行っております。しかし、今回、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、在留カードや特別永住者証明書にマイナンバーカード機能を付加した特定在留カードや

特定特別永住者証明書となり、手続が一元化され、在留する外国人の方々にとっての利便性の向上が図られることとなります。

なお、証明書発行手続は、マイナンバーカードを利用したときと同様であり、印鑑登録証明書や住民票、所得課税証明書がお取りいただけます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、これまでと同様な形ということで特定特別在留カードというのが発行できるということで、それに関する改正だというふうに解釈します。

続きまして、議案第29号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、この改正の内容なんですけども、小中学校に準ずる、また小中学校の教室単位での金額設定から校舎全体単位について改正したというふうな形で私認識しますが、このこれまでの利用状況、または改正に至る背景、どうしてこういうふうな形で変わったのかということを聞きたいということ。統廃合しまして、今3校が統合されて、そういうような使い方等につきましても変わったのかなと思いますので、現在の利用状況と背景、これについて伺います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。最初に勝浦市行政財産使用料条例の別表に掲げる施設区分、使用単位について変更しようとする背景についてお答えいたします。

本年3月末をもって豊浜小、興津小、総野小が閉校となったことで、今後、校舎等の学校施設において、映画やCM等の撮影場所としてのニーズが想定されております。特に旧豊浜小につきましては、立地のよさからか、5月以降、問合せも増加しており、5月には実際に撮影場所として使用されております。撮影場所としてのニーズが想定されることから、地域プロジェクトマネージャーとしてフィルムコミッション事業を担当していただいております倉橋氏とも協議いたしまして、撮影場所としての使用の場合、教室1室といった使用ではなく、廊下や階段も含め使用することも見込まれるため、校舎に関しましては1棟を使用単位としたほうがよろしいだろうという結論に至り、今回、御提案させていただいております。

なお、料金については、これまで教室1室1時間につき200円としておりましたが、旧豊浜小に教室等が約20部屋あることから、校舎1棟1時間につき4,000円と設定いたしました。

次に、これまでの利用状況についてでございますが、既に閉校となっている小中学校を含め、体育館や運動場の市内の学校施設につきましては、生涯学習課が所管する学校施設等開放事業において、主に市内約30のスポーツ団体へ貸出しを行っております。まれに個人による使用や民間企業の職員研修の一環としての使用等がございます。

なお、近年、教室に関しましては使用実績はございません。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。

それでは、続きまして、議案第30号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について伺います。

これは介護保険料の算定に当たって、令和7年度中の給与所得控除額の引上げの影響を反映させない特定措置のための一部改正という形で解釈しますが、この中で対象者で令和8年1月1日及び4月1日、この2つの時点で勝浦市に住民登録があるとの条件ということであります

が、なぜこの2つの時点が必要なのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。あらかじめ申し上げておきますが、今から申し述べますことは、条例改正の内容そのものではなく、介護保険条例制度の初歩的、基本的な御説明となりますことを御了承ください。

介護保険料の算定に当たりましては、1月1日と4月1日という2つの基準日がございます。まず1月1日は住民税の賦課期日に関する基準日であり、どの自治体が住民税を課税するか、また住民税の課税、非課税の判定を行う上での基準となります。介護保険料の所得段階の判定には住民税の課税状況が用いられるため、1月1日時点での情報が基礎となります。

次に、4月1日は介護保険料の賦課期日であり、その年度の保険料を決定する際の基準日となります。被保険者の資格や世帯状況などについては、原則として4月1日時点の状況に基づき判定を行っております。

このため、介護保険料は1月1日を基準日とした住民税情報と4月1日を基準とした被保険者及び世帯の状況を組み合わせて決定される仕組みとなっております。

住民税は税制上の基準日である1月1日に基づいて課税情報が確定される一方、介護保険料は4月1日から始まる年度制度であるため、保険料賦課の基準日を4月1日としておるものでありまして、それぞれ制度の趣旨に基づくものであります。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 御丁寧にありがとうございました。そうしますと、このどちらか1つが勝浦市ではありませんよという場合の扱い方につきまして、例があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。小野寺税務課長。

○税務課長（小野寺千枝君） お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、介護保険制度におきましては、制度の目的に応じて、1月1日を基準日とするものと4月1日を基準日にするものがあります。そのため被保険者の住所地や課税状況などが1月1日時点と4月1日時点で異なる場合がありますが、それぞれの事務については、法令等で定められた基準日における状況に基づいて判定を行います。このため、1月1日時点と4月1日時点の状況が一致しない場合であっても、どちらか一方を優先するのではなく、対象となる制度や事務ごとに定められた基準日を適用し、必要に応じて前住所地への照会や課税情報の確認を行いながら適正に対応いたします。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） 次に、鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 私のほうからは議案第27号 勝浦市海業推進基金条例制定関係、それと議案第29号 行政財産使用料条例の一部を改正する条例、この2点についてお伺いしますが、今日事前に配付された、この各発言通告書の中で、私のところが1点しか入っていないので、2点目に今言った議案第29号がありますので、御承知おきください。

それでは、最初に議案第27号 勝浦市海業推進基金条例の制定について、何点かお伺いします。前段者も聞いているので、その点も踏まえての質問となります。

まず最初に、先ほど答弁ありましたが、海業推進基金を、基金を設置するに至った経緯、これについて改めて説明を求めます。

それと、海業推進協議会が令和5年12月に設置されていますが、この協議会、これまでの協議事項と内容、先ほど、いついつ何を行ったとありますが、できたら、その協議会の協議内容についてもお伺いをしたいと思います。

次、議案の資料の中に記載されている基金資金の考え方によりますと、今後、総合計画最終年までの間で事業を進めるための基金規模を1億円とするとありますが、今後の市の方向性に海業を推進するのであれば、私は1億円という規模、これから9年間の間に1億円という規模は、目指すところの海業推進には非常に少ないのではないかとこのように思います。ですので、海業、基金規模1億円での事業推進をどのように考えているか。先ほど答弁ありましたが、私はその中で、やはり1億円という規模の、今後9年間の中の事業についてのどのような考えをしているか、お伺いします。

それと、基金の充当事業として定置網の導入事業とありますが、どの程度の規模と定置網導入に関して具体的な事業が話し合われているのかについてお伺いします。

ただ、この事業については、まだ予算化をされていませんので、今回はあくまで基金ということですので、基金を設置するに当たっても、具体化しなくても、ある程度はこの定置網については話があると思いますので、その辺の内容についてお伺いいたします。

あと、私この海業については過去に何回か、一般質問でも取り上げさせていただきました。その中で、直近のものであれば、令和6年3月議会で海業のことについて、海業推進による地域活性化ということで質問させていただきましたが、その中の1点2点確認ですが、そのときに海業関連の事業を推進するためには市の体制整備が必要ではないかということをお話させていただきましたところ、状況に応じて組織についても検討するとありました。それから、あれから約2年経過していますので、その辺についての検討事項がどのようになっているのか、これは前回の中でも聞いていますが、改めてお聞きをしたいと思います。

それとあと。以上です。お願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。まず最初に、海業推進基金を設置するに至った経緯というところからお答えいたします。

勝浦市では、海業推進に取り組む中、令和7年5月に勝浦市藻場保全対策協議会を設置し、藻場の保全に取り組んでいるところでございます。藻場保全につきましては、これまでどおり植食性魚類の駆除を行っておりますが、そこに民間業者である東急不動産株式会社や千葉県水産総合研究センター等の知見を加えまして、令和7年度において、Jブルークレジットを獲得するに至りました。

このように藻場保全を進めていく中で、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待される海業についても御理解をいただきまして、東急不動産株式会社様から寄附をいただけるものとなりました。

今回の基金条例の制定につきましては、御寄附いただく寄附金を令和9年度以降の事業実施の際に、その財源として活用できるようにするため、海業推進基金を設置しようとするものでございます。

続いて、勝浦市海業推進協議会の協議の事項と内容というところでございますが、先ほども申し上げた内容と一部かぶってしまいますが、勝浦市海業推進協議会は令和6年2月に第1回

協議会を開会いたしましたして、その後、令和6年度に3回、令和7年度に1回、令和8年度はこれまでに1回の協議会を開会し、勝浦市の海業について協議を進めてまいりました。

主な協議事項につきましては、地元中学生の乗船体験や施設見学、市外からの教育旅行の受入れ、外来漁船の誘致について、直売コーナーの促進やバーベキューの実施によるダイビング施設の利活用、低利用魚を活用した商品の開発やイベントでのPRによる水産物の販路拡大等について協議を行ってまいりました。

これらのようなソフト事業に加えまして、定置網等のハード事業についても現在検討が進められているところでございます。

続きまして、基金の規模というところでございますが、海業推進基金を設置するに当たっての基金規模1億円というところについてでございますが、これは今後の事業規模を基準に設定したというところではなく、寄附金の見込額を基準に設定しているところでございます。よって、基金の規模をもって今後の事業規模を示すものではございません。事業規模につきましては、実施事業の決定と併せて決まっていくものというところを考えているところでございます。

基金充当に際して定置網業の今後の具体的内容ですとか規模についてというところでございますが、議案第27号資料において、本基金の充当事業として定置網業を挙げておりますが、本基金を財源とする各種事業については現在検討が進められており、詳細についてはまだ決定していないところから、詳細についてお答えすることが残念ながらできないというところで御理解をいただきたいと思います。私のほうからは以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

答弁漏れがあります。一般質問の過去の。

○農林水産課長（君塚恒寿君） 申し訳ありません。体制整備というところでございますが、今のところ事業のほうも大きな事業、始まっていないというところもございまして、現体制の中で対応しているというところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 数が多いので、改めてまた2回目、質問させてもらいます。

まず1点目のところですけど、やはり東急不動産のほうと、藻場保全の東急不動産のほう为主体になって、今現在も藻場保全、勝浦の海の保全についていろいろ協議しながらやっているというのは承知しております。そしてここは東急不動産という企業が、この勝浦の海に対していろいろな対応していただくということは非常に市としても喜ばしいことだと思いますが、このところは海業に関して、東急不動産の寄附金があったと。そのためにこの条例をつくるということは、ちょっと順番違うんじゃないかなと思います。

まずは勝浦市がこの海業に対してどのような体制を取っていく。海業については、もう既に一般質問でも何回もやっていますが、国のほうの水産庁が、そのものを発してから、もう5年6年たっています。そういう中において勝浦市も、この海業について取り組んでいくんだなという方向になりましたので、それは非常に評価をしていきたいと思いますが、この中でやっぱり基金の設置。

今回、基金設置ですので、基金がどうのこうのという話になりますが、基金について原資を、私は東急不動産からの企業献金だけではなくて、やはりふるさと納税も基金としてため込んでいる部分ありますので、そういうところを振り替えて、もっと大きな対応で、勝浦市全体の漁

業とか藻場の保全だけではなく、また定置網だけではなく、観光産業を含めた、この海業を推進していく必要があると思いますので、それについての考え方をお伺いします。

それとあと、協議会ができて、いろいろ協議をしているということについては承知しましたので、その協議内容についても、できる限り具体化した段階で周知をしていただければと思いますので、それについては要望しておきます。

それとあと、充当事業がまだこれからだということでもありますので、定置網については今後、第一として考えているのでしょうけど、その辺の充当事業、やはりこれ協議会に対しても勝浦市として提案をしていく必要もあるんじゃないかというふうに考えますので、それについては勝浦市が今、海業についてどのように真剣に考えているのか。

そして、この総合計画の中で、今後9年間の中で行う事業として、やはりここに企業寄附金だけではなくて、ふるさと納税の寄附金等も含めて、この勝浦を先に進めるためには、その辺をもう少し、これ1億円という数字を切るんじゃなくて、もっと大きな額を、大きな額というか、全体の事業の中で、その規模を決めていく必要があるんじゃないかと思いますので、2点目として、その辺の質問をいたします。

3点目については、検討すると、以前、検討する関係で一般質問しましたが、検討については、これは市長、今回御勇退されるわけですけど、今、市長は、やっぱり次に引き継ぐためには、この海業について、どのように引き継いでいくのか。そして、そのためには今後、これだけ大きな事業をやっていくのであれば、私は農林水産課の単なる係の中ではなくて、海業推進班みたいのでも結構ですので、そういうものをつくって、具体的に海業について市も考えていくということについて質問していますので、以前にね、その辺についての考えをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。まず最初に基金の進め方というところですが、今回につきましては、寄附金をまず頂いたというところで基金のほうを設置させていただきましても、議員のほうから御提案のありましたふるさと応援寄附金を使った補充というところにつきましては、今後の事業内容を踏まえまして、必要に応じて決定していきたいと、可能であれば補充のほうについても検討したいというふうに考えております。

2点目のほうの周知のほうにつきましては、具体化が進みましたら当然、予算化も必要になってくる部分もあろうかと思いますが、その際に周知のほうは進めてまいりたいと考えているところでございます。

充当事業としてどうするかというところでございますが、現在、総合計画のほうにものせております。協議会のほうで協議も進んでおりますので、そういったところが確定し次第、先ほどの基金の進め方と併せまして、総合的に判断してまいりたいというふうに考えているところでございます。私のほうからは以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。今後この件をどのように引き継いでいくかという前に、議員がおっしゃっておられる、初めに体制ありきなのではないかと。それは今ここで話していませんが、十分な体制を整わせるための、これまでのいきさつが多々ございます。

例えば東急のブルーバーガー、藻場保全、そして毎年、東急の新任者が、新採の方々が勝浦

を訪れ、産業から観光まで様々、泊を伴って、実際に勝浦を見て、これをどういうふうな課題があるか提案してくださって、私は毎年1日間、その時間に充てて、皆さんと職員とディスカッションというか、こちらの気持ちも理解をしてもらいながら、やってまいりました。

この推進の基金条例なんですが、定置網、様々考えると1億円では不足なのではないかと、議員はそこを言われましたが、これはあくまで寄附の見込額というところで、実際はこれからふるさと納税も、そこから考えながら体制をしっかりとつくっていくということになると思います。

この点を私の残された課題として重要検討というところで、次に引き継いでいくということになります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 市長に残された期間での話もありましたけど、これは残された期間でなくて、今後も引き継いでいく必要が本当にあります。勝浦が海と、この第1次産業がやはり停滞している中では勝浦の発展性は見えないと思います。そういう中において、やっぱりこの海業というのが今初めてこの議会の中では、私どものほうの一般質問とかではなくて、市のほうから提案されたということについては高い評価をさせていただきますし、これをもっと発展させていくことが勝浦市の発展にもつながるんじゃないかというふうな思いがあります。

そういうことで、今、市長は4年間いろいろ頑張ってこられて、今回御勇退ということになりますが、この今、市長が話されたことを次の次期市長も同じ思いで、この勝浦をやっていくと、勝浦のこの海業推進をしていくということをぜひともお願いをしておきたいという、それは現市長のほうから、そのことは十分に話をさせていただきたいというふうに思います。

1つだけ例を挙げますと、私ども以前、愛媛県の愛南町に、この海業の関係で視察をしてまいりました。そのほかにも陸上養殖ということも視察してまいりました。

愛南町においては国から、この海業推進するに当たっては、国の水産庁から職員を招聘して、担当課をつくって、本当に真剣にやっていたので、ぜひともそういうところも見習った上で勝浦の海業、海を今後の勝浦の発展につなげるということでお願いをしたいと思います。以上については答弁要りません。

次に、議案の第29号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、何点か質問させていただきます。

まず資料にある、市から配られた、この議案資料の中に説明があります。その中のまず1点目としましては、この資料の中の2の改正内容が1から3までありますので、先ほど前段者のほうも質問し回答が出ていますが、改めてこの1から3についての内容について説明を求めます。

それとあと、使用実績については先ほどありましたが、過去にやっぱりこの教室等。教室はないという話でしたね。もう一度、その使用実績が答えられればお願いをしたいと思います。

あと一番最後、この改正内容の中に中学校、小学校に準ずる施設ということでもありますので、これは大体承知はするんですけど、改めて御答弁をお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。最初に勝浦市行政財産使用料条例の別表における施設区分、使用単位及び使用料の変更についてお答えいたします。

本年3月末をもって豊浜小、興津小、総野小が閉校となったことで、今後、校舎等の学校施設において、映画やCM等の撮影場所としてのニーズが想定されております。特に旧豊浜小につきましては、立地のよさからか、5月以降、問合せも増加しており、5月には実際に撮影場所として使用されております。撮影場所としてのニーズが想定される中、地域プロジェクトマネージャーとしてフィルムコミッション事業を担当していただいております倉橋氏とも協議いたしまして、撮影場所としての使用の場合、教室1室といった使用ではなく、廊下や階段も含め使用することが見込まれることから、校舎に関しましては1棟を使用単位としたほうがよろしいであろうという結論に至り、今回提案をさせていただきます。

なお、料金については、これまで教室1室1時間につき200円としておりましたが、旧豊浜小の教室等が約20室あることから、校舎1棟1時間につき4,000円と設定いたしました。

次に、使用者の居住地区分による使用料の設定についてお答えいたします。

本条例の別表に掲げられている施設のうち、日常的に使用されている施設は体育館や運動場であり、主にスポーツ団体への貸出しを行っております。

これまで居住地による使用料の区分は行っておりませんでしたが、荒川テニスコートの使用料について規定する勝浦市スポーツ施設設置管理条例では、市外居住者は市内居住者の2倍の使用料としていることから、今回の改正により、行政財産使用料条例の別表に掲げる施設についても、市外居住者は市内居住者の2倍の使用料としようとするものでございます。

次に、令和7年度、昨年度の学校施設等開放事業における学校施設の使用実績について、学校ごとの使用件数と使用料収入をお答えいたします。

最初に小学校についてですが、勝浦小学校が使用件数129件、使用料収入0円、豊浜小学校、使用件数が102件、使用料収入12万3,300円、興津小学校、使用件数19件、使用料収入2,800円、上野小学校、使用件数38件、使用料収入3万1,500円、総野小学校、使用件数85件、使用料収入1万1,900円となっております。

次に、中学校についてですが、勝浦中学校が使用件数83件、使用料収入9万1,700円、旧北中学校が使用件数556件、使用料収入46万3,300円、旧興津中学校が使用件数529件、使用料収入25万8,650円となっております。

全ての小中学校を合計いたしますと、使用件数1,541件、使用料収入98万3,050円となっております。

なお、教室に関しましては、いずれの小中学校も使用実績はありません。

次に、条例別表の種別欄に、勝浦市立小学校及び勝浦市立小学校に準ずる施設、また勝浦市立中学校及び勝浦市立中学校に準ずる施設とあり、ここで言う学校に準ずる施設についてのお尋ねではありますが、これは閉校となっている学校の施設という意味で取り扱っております。私のほうからは以上となります。

○議長（戸坂健一君） 次に、土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） 私からは資料の2、改正の内容、（3）施設種別から勝浦市立保育所を削除したということについてのほうをお答えさせていただきます。

まず、ここ数年、保育所の保育室、遊戯室に対しての使用の申請というものはありませんでした。それに加え、保育所の保育室、遊戯室の使用の申請が仮にあったとしても、現に子どもたちの保育に利用している施設を、その部屋を外部に貸し出すということは、安全な保育環境

の維持という観点から、この使用を許可するということは想定していないということで、削除することを提案いたしました。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

次に、岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 私のほうから2点なんですけれども、今まで前段の議員の質問の中と重複するところがありますので、何点か削除させていただいた上で質問させていただきます。私もちょっと漁業に関しては知識があまりないので、単純なことを聞いてしまうかもしれませんが、お答えいただきたいと思います。

まず、資料3の議案第27号の海業関係ですか、私もこの海業は、同僚議員と数年前から早く着手されたほうがいいということで、ようやく今回このような状況に至ったことに関して、大変いいことだなと大賛成の立場であります。

そういった中でお尋ねしたいんですけれども、まず資料3の運用方針についてなんですけれども、定置網漁業の導入に当たり、定置網ですから、いろんな魚種が入ってくると思うんですけれども、そういった魚種の中でも、今後検討していくということを協議会か何かで話し合って今後もういくというような答弁なされていたと思うんですが、特にこの魚種を特化した定置網漁にしていこうというような、もし案がもう出されているようであれば、お答えいただきたいと思います。

もう1点、この資料4の基金充当事業についてなんですけれども、定置網漁業導入に関連する事業とはどのような事業を想定しているのか、資料を見てもそれがちょっとうかがえないので、お尋ねしたいと思います。

あと、その他海業に関連する事業とはどのような事業をやはり考えているか、お尋ねします。お願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。議案第27号資料における本基金の充当事業といたしまして、定置網漁業を一応挙げてはおりますけれども、本基金を財源とする各種事業につきましては現在検討が進められている最中でありまして、詳細についてはまだ決定していないことから、お答えすることができないというところで御了解いただければと思います。

同じように、定置網業に関連する事業とその他海業に関連する事業とはどういう問いに対しましても、現在検討が進められている最中でありまして、詳細についてまだお答えすることができないというところで御理解いただければというところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○5番（岩瀬 清君） 課長、ありがとうございます。発足してこれからということであるというふうに認識します。いろんな課題も、この後、出てくるかもしれませんが、前向きにどんどん進めていただければというふうに感じております。

その中で海業、私、今回のこの議案、または資料を見ると、漁業に特化しているような状況に推察します。海業、人によっては6次産業、造語だと思うんですけれども、海と、あと農業、農産物とか、あと観光業、こういったものをひっくるめて推進していくのが、今の勝浦市にとって一番、私は有効でないかなというふうに考える部分があります。

そういったことを思う立場でお尋ねしたいんですけれども、今後のこのその他海業に関する事

業とはどのような事業を考えているかというそのことで今、今後検討していくということであり
ますけれども、ぜひ農業とか観光業、そういったものも含めて考えていらっしゃるかどう
か、もう一度お尋ねします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。今、議員がおっしゃいました農業ですとか観光とい
うところでございますけれども、海業の協議会の中に、観光ですとか商業関係の関係者の方も
当然、委員として入っていただいておりますので、大本の海業、今回提案させていただいて
いる基金を活用して行う事業のほうの大本が決まりましたら、それに付随する形で、そういつ
た事業とどういうふうに関連しながら勝浦市の発展に寄与できるかというところに話は進むか
と思うんですが、現状では、まだ大本がはっきりしないというところでございますので、
具体例を申し上げることができないというところで御理解いただければと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○5番（岩瀬 清君） 課長、ありがとうございます。ぜひ今申し上げたことを今後検討に入れて
いただきたいと思います。

次に、議案第29号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてなんで
すけれども、この資料2の改正の内容の（2）に使用者の区分及び使用料の設定で、市外居住
者等は市内居住者の2倍の使用料と記載されていますが、なぜ2倍にするのか、その根拠等
をお示しいただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。使用者の居住地区分による使用料の設定につ
いてお答えいたします。前段の答弁と重複いたしますが、御了承ください。

勝浦市行政財産使用料条例の別表に掲げられている施設のうち、日常的に使用されている施
設は体育館や運動場であり、学校施設等開放事業において、主にスポーツ団体への貸出しを行
っております。これまで居住地による使用料の区分は行っておりませんでした。荒川テニス
コートの使用料について規定する勝浦市スポーツ施設設置管理条例では、市外居住者は市内居
住者の2倍の使用料としていることから、今回の改正により、行政財産使用料条例の別表に掲
げる施設についても、市外居住者は市内居住者の2倍の使用料としようとするものでござい
ます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○5番（岩瀬 清君） 課長、ありがとうございます。

それで、ちょっと私、確認なんですけれども、おととしの12月議会で市営駐車場の有料化案
のときに、執行部のほうで、委員会で、このときは附帯決議をされて、市民と市民以外との料
金を、市民に関しては少し、簡単に言ってしまうと優遇するような、そういった附帯決議
がついていたにもかかわらず、市民と市民以外を区別することはできないというような答弁を
なさったと思います。今回、2倍の使用料ということを明記してありますが、これって特別、
国の法律とか、県のそういった条例、市の条例、そういった部分でどこかに根拠があって、片
方は区別はしない、片方は2倍にすると。この違いについての根拠規定とか、分かればお教え
いただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。今回御提案させてもらっております行政財産の目的外使用に関する使用料に関する法律でございますが、地方自治法の225条に規定がございます、ちょっと読み上げさせてもらいますが、「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」ということでございまして、その金額については条例で定めるものということになっておりますので、今回御提案させていただいております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。何かちょっと分かりづらくて、私の頭はついていけなくて申し訳ないんですけども、その2倍とする根拠をお尋ねしたいと思います。小学校、中学校も、市営駐車場も、市の財産であることには間違いのないと思うんですね。ですから、市がいかに条例等で制定して、その使用関係を規定して、規定するのであれば、このおとしの12月の答弁は果たしてどうであったのか。ちょっと私、そういう疑問があるんですけどもね。このことに関して、もし、この場で再度答弁ができるようであれば、お願いしたいなと思います。

あと、ちょっと唐突な部分も内容的に多少あるかもしれませんので、後でお答えします、そういう形でも私は一向に構いませんので、お願いしたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 岩瀬議員に申し上げます。駐車場関係は今回の議案とは関係ございませんので、2倍にした根拠ということでよろしいですか。

○5番（岩瀬 清君） 結構です。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。2倍にした根拠ということでございますが、繰り返しになって恐縮でございますが、荒川テニスコートの使用料について規定する勝浦市スポーツ施設設置管理条例では、既に市外居住者は市内居住者の2倍の使用料としていることから、今回、行政財産使用に関しても同様に、市外居住者は市内居住者の2倍の使用料としようとするものでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、戸部薫議員。

○1番（戸部 薫君） それでは、私から議案29号について何点か、お尋ねをしたいと思います。これまでも同僚議員から同じような質問がされ、その答弁をいただいておりますので、なるべく重ならないようにやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず最初に、これまでの貸し出した回数、団体数といいますかね、私の場合は、どういう傾向だったのかを理解するために、過去3年間の実績というものをお伺いしたいと思います。

これなんです、各小学校や中学校ごとでなくて結構です。小中合わせて25年度は、先ほどの答弁だと1,541件のように承りましたけれども、25年、24年、23年のその総利用数及びそこで受け取った利用料金の総計、年度ごとでお願いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。過去3年間の施設の使用状況についてでございますが、令和5年度は使用件数1,538件、使用料収入98万9,800円でございます。令和6年度は使用件数1,528件、使用料収入102万6,450円でございます。令和7年度は先ほど伝えたとおり、使用件数1,541件、使用料収入98万3,050円となっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） 大体毎年、1,500件以上の団体が、団体というか、件数の利用があって、大体100万円前後の収入になっているということがよく分かりました。

それで、2つ目の質問ですけど、この利用されている団体の傾向を伺いたいんですね。どうということかといいますと、まず、校庭とか体育館というのはスポーツ団体かなというふうに推測はできるんです。ところが、教室を使うという、いろんな教室ありますから、だから特別な団体も入っているのかな。先ほど豊浜小学校ではロケーションに使われたというようなお話がありますので、ほとんどがスポーツ団体ということになろうかと思いますが、教えていただければ大変ありがたいです。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。使用する団体につきましては、先ほど答弁もさせてもらったとおり、主にスポーツ団体でございます。体育館につきましても、運動場につきましても、スポーツ団体が主でございます。

教室につきましては、ここ近年、使用実績はございませんので、今年度に入りまして豊浜小でロケでの使用があったということでございます。

そのほか、まれにですが、個人による使用だとか、民間企業の職員研修の一環としての体育館だとか運動場の使用がございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。戸部議員。

○1番（戸部 薫君） ありがとうございます。大体傾向が分かりました。今後、有効活用が進めばいいなというふうに期待をしております。

と同時に、これ子どもたちの授業が行われていないときに、これが利用されるんだろうというふうに思います。ですから、例えば土曜日、日曜日、休日、それから夜間ですね。この場合に、例えば体育館や校舎に入るためには解錠しなくちゃいけない、使い終わったら施錠しなくちゃいけない、あるいは、先ほど廊下や階段とありましたが、電灯をつけたら、それも消灯しなくちゃいけないと。トイレに消し忘れがないとか、様々なことが管理上要求されるのではないかというふうに思います。

実は私、一度も使ったことありませんので、申し訳ないんですが、恐らく警備会社さんがやってくださっているのかなとかというふうに推測はするんですが、正確なところは分かりませんので、その管理はどのようになっているのか教えてください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。休日や夜間に施設を使用する場合の施錠等の管理の方法についてでございますが、学校施設等開放事業におきましては、学校施設を習慣的に使用する団体として、登録団体として教育委員会に認められた団体につきましては、鍵の借用に関する誓約書を提出していただくことで、当該年度中は鍵を貸与しております。また、単発だとか不定期で使用される方につきましては、使用の都度、鍵を渡し、使用後に返却をいただいております。

この対応が休日になる場合は、荒川テニスコートの窓口での対応としております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 質疑の途中ですが、午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、佐藤啓史議員。

○14番（佐藤啓史君） そうしましたら、議案第27号、それから議案第29号に2点通告しておりますが、27号については、通告した内容について、これまでの同僚議員が質疑されておりました、3名の議員が質問されておりますので、通告した内容については、おおむね理解できました。これまでのその議論のやり取りを聞いていまして、ちょっと何点か気になった点もありますので、その点について質問させていただければというふうに思います。

まず、これは質疑でございますので、私の意見を申し述べるものではありませんが、事実関係ということで1点お話しさせていただきたいと思います。

今回、東急不動産さんから2,500万の企業版ふるさと納税を原資に、この基金を立ち上げるということでございます。

実は2年前、3年前ですかね、沿岸小型組合のキンメ部会長さんから御連絡いただきまして、実は東急さんとの意見交換の場を設けてあるんだが、議会側からも出席していただけないかというお声かけをいただきまして、当時の産業厚生常任委員会の委員長、副委員長と御相談しまして、当時の岩瀬洋男委員長、それから渡辺ヒロ子副委員長にも御出席いただいて、その場に同席しました。このときに、藻場の再生、磯焼けの問題とか、あとはイルカの被害、こういったようなことが漁業関係者から出されておりました。

東急さんにしても、やはり企業のCSRということで社会的貢献活動、そういったことを踏まえて、今回、そのときの意見交換のありました。

このとき、やっぱりブダイの件もありました。結局それが、先ほど市長の答弁でもございましたけれども、東急さんとしてブルーバーガーとして、今、勝浦で販売されているということでありました。

そういったことが前提にあって、今回の企業版ふるさと納税2,500万円ということで、それを原資に、この基金を設置し、海業を推進していこうという流れになったものだというふうに理解しております。

私、この海業を推進するに当たって、実は昨年度、県の農林水産部のほうで、市役所の4階会議室におきまして、この海業の説明会というものが開催されました。これにつきましては、勝浦市をはじめ、この外房一帯の行政の担当の職員の方、それから商工会をはじめとした経済団体、それから観光協会、あるいは漁業関係者、この方たちが一堂に会しての説明会が昨年度開催されました。そこに私は出席させていただきましたけれども、海業というものは、私のそのときの認識でいきますと、やはり漁港、それから漁村のにぎわい創出、いうものだというふうに思っております。勝浦市においては既に、この海業の推進協議会というものが立ち上がり、いろいろ検討されているということで農林水産課長の答弁がございました。

ただ、詳細についてはまだということで、お答えがまだできないという答弁がこれまであったわけでありましてけれども、前段として、この海業を推進するに当たっては、やはり場所、漁港を中心とした場所がまずあります。漁港であればどこでもいいかというわけにはいきませんので、やはりそれなりに動線がある漁港ではなければいけない。それからもう1点は、この海

業を推進するに当たっては、その水産資源というものがしっかりと漁獲できる、水揚げできる、取れる場所で、ものではなければいけないということであります。

そういった意味でも、今回、東急さんが取り組んでいただけたと思いますが、その藻場の再生、磯焼け、こういったことが必要になってくるんだと思います。アワビ、イセエビ、サザエ、こういったものについてもそうですし、先ほど言ったブダイ、これがやはり海草を食べてしまうというようなこともあるんだと思います。

いずれにしても、この海業を推進するに当たっては、場所、それから、しっかりとした水産資源が確保されて初めて成し遂げるものだというふうに思いますので、1点、海業を推進するに当たって、詳細についてはお答えできませんという答弁が来るかもしれませんが、協議会の中でこういったことも含まれて議論されているのか、この点についてお答えだけいただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。今、議員のほうからありました場所ですとか、そこで漁獲がどの程度見込まれるのかといったところは、当然ながら検討の中には入っております。そういったものも含めまして、場所をどこにするのか、そこでどのような漁獲が見込まれるのかというところがはっきりいたしましたら、最適な場所において、例えば定置網ですとか、そういったものが進められていくのかなというところでございますが、まだそういったものも含めまして検討中でございますので、ここでこんなのがというようなところをお示しすることができないというところについては御理解いただければと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○14番（佐藤啓史君） 課長の御答弁で理解はいたしました。

いずれにしても、先ほど前段の議員さんもおっしゃっていましたが、取って、そこで食べて、そして買って、あるいは加工がそこでできてというものが、私は海業だと思っておりますので、じゃ、そこに、バスが入れないところの漁港に行っても、それは海業になりませんから、場所も限定されてくると思いますし、じゃあ定置網をやるにしても、どこの海で定置網する、そこも、まず限定されてくると思います。一般の自家用車が入れる港、海で海業、定置網はできるかもしれませんが、人を寄せるのであれば、やはりそれなりの動線の確保できることが重要になってくるかなというふうに思います。

これは御答弁構いませんけれども、この海業推進に当たっては、勝浦市は、皆さん忘れていらっしゃるかと思いますが、港のオアシスですかね、これにもなっていますので、こういったことも含めて海業の推進に取り組んでいただきたいということは申し上げて、次の質問に行きます。

29号でございます。これについても、これまでに同僚議員の皆様方が、1人、2人、3人、4人、4名の議員が質問されましたので、もう通告した内容については理解をいたしました。しております。

私のほうで、ちょっと確認の意味も含めてお聞きしますが、今年の3月議会の予算委員会において、この豊浜小については、特に海が見える学校であるということで、制作の方からも非常に好印象のある学校である。ぜひこれを、ここの場所をロケで使用できるようになることによって、行政財産を使用料、いわゆる使用料が頂けるものとして、市の貴重な財源と

なり得ると。しかも、そこでロケをされたものが、映画やドラマやCMなどで、日本中、それから世界中にも発信されると。場合によってはロケの聖地にもなり得る場所だということでもお話ししました。

加えて、この豊浜小というのは、やはり今、議会側見ても、豊浜小の卒業生の議員さんは1人ですかね。理事者側でも豊浜小の卒業生は、農林水産課長が豊浜小の卒業生かと思えますけれども、地元の特に部原、新官、沢倉、川津の人たちにとってみたら、地域のシンボルのような拠点の場所でございます。ここが、こういったロケを通じて、自分の出た学校がコマーシャルに出ている、テレビで使われた、映画で出ているとなれば、やはり地元の郷土愛の醸成にもつながりますし、何よりもここの学校を卒業したOB、OGの人たちにとっても愛着のあることだと思いますので、今回この条例改正によって、私が御指摘というか、申し上げたいことは、新たな財源の確保ができる条例改正だというふうに私は思っております。したがって、こういった今回の条例改正を提出していただきまして、既に今年度に入って、もうロケも実施されていると。

私が資料だけでも昨年、一昨年も、これ豊浜小学校、学校がまだあった時代に、夏休みのときに、ロケでもさせていただいております。当時の校長先生、教頭先生はじめ、非常にそのロケに対しても協力していただきました。

そういったことも含めて、今回の条例改正によって、新たな使用料というものが入ってくるようになります。私、単純に計算しても数百万程度入ってくるんじゃないかなというふうに思っています。場合によっては、それを原資にですけれども、小学校の設定の教室、中学生の設定の教室みたいな形でしていただくと、皆さん、よくお気づきだと思いますけど、ドラマってワンクール3か月続くんですけれども、小学校のドラマの、それから中学校のドラマ、高校のドラマってあるんですけど、小学校の教室設定の教室もある、中学校の設定の教室もあるということになると、さらに制作のほうから、豊浜小へ行くと海が見える学校で、どんどん使えるようになってなると、どんどん、どんどん、本当にロケ使用が増えるかと思えますし、ロケ使用が増えるということは、市の貴重な財源が増えるということにもなりますので、今後そういったことも踏まえてお願いしたいというふうに思います。

先ほど前段者から夜の管理、休日の管理のお話もございました。課長のほうで把握されているかと思いますが、今年度、既にロケをされているということでございました。このときの管理はどうだったのかということだけ御答弁いただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。5月の実績についてでございますが、5月12日にロケが入りまして、勝浦ロケーションサービスのお二人と私、職員も含めて、その事前の準備させてもらって、実際は16時から夜中の24時までの使用ということで申請が入ってございましたので、準備段階で生涯学習課のほうは引き揚げさせてもらって、地域おこし協力隊からプロジェクトマネージャーに移行しました倉橋さんのほうに鍵等はお預けいたしまして、24時終わったら施錠とセコムとしてくださいということをお願いしております。

ちなみに、そのときの使用料は1万5,500円なんでございますが、これが新しい条例改正後の使用料を徴収しますと11万円になるということになっておりますので、料金に関係なく1棟という形で借りていただけるのであれば、10倍近くの収入になるということが見込まれておりま

す。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） それでは、私のほうから、通告外ではありますが、1点質問させていただきます。議案第29号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、こちらについて1点お尋ねいたします。

先ほど来の質疑の中で、小学校校舎のという行政財産の使用について、これの変更でありますよということ、内容としては、1室貸しの区分を廃止して全棟貸しを新設されると、そういう内容であることを理解いたしました。その理由としまして、この1室貸しについては近年、その利用実績がない。加えて、フィルムコミッションなどの新しい使用形態というものが想定できる、こういう環境において変更するんだということで理解をいたしております。

ただ、このフィルムコミッションなどの企業が事業として使用する、その環境というのは、この変更で整えられてきているのかなと、そのように思います。

また、そういった変更の中で、仮に近年実績はないとはいえ、勝浦の市民が、この1室をお借りしたいと、そういう希望を申し出てきた場合についての御対応をお尋ねいたします。考えられることとしては、一つは、区分、全棟貸しなので、あくまでも全棟で借りてくれと、そのように言うのか、あるいは、そもそも1室貸しの区分がありませんので、それを理由に御利用をお断りするのか、いずれか、また、そのほかの方法があるのであればお聞かせください。以上です。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊友人君） お答えいたします。市民が教室一部屋お借りしたいというような御相談があった場合の対応でございますが、今回、条例改正が御承認いただけましたら、1室での料金設定はございませんので、1棟での料金設定になろうかと思えます。ただし、例えば今動いている学校のPTAの関係だとか、学校行事に関連する使用であれば、目的外使用ではないということで、この使用料の適用を課さずに、学校が使用すると、目的内の使用ということで、使用料の発生はないものと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第28号及び議案第29号は、総務文教常任委員会へ、議案第27号及び議案第30号は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第31号 令和8年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） それでは、議案第31号 令和8年度勝浦市一般会計補正予算について質問させていただきます。

ページ16ページ、地域経済循環創造事業641万7,000円についてお聞きいたします。こちらは令和8年度1月に事業採択されました地域の資源と資金を活用した地域課題の解決に関する地域密着型の新規事業で立ち上げられております。こちらローカル10,000プロジェクトなんですが、こちらについて、今回提案されておりますが、この641万7,000円について、この地域金融機関との連携体制及び民間事業者への周知、そしてその民間事業者掘り起こしについて、お考えをお聞きします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。本事業におきます金融機関の役割につきましては、融資による資金的支援に加えまして、事業計画の策定段階から採算性や継続性の確認、また開業後の経営支援までを含む伴走型の支援を担っていただくことを想定しているところでございます。金融機関が持つ専門的な知見や地域のネットワークを生かしまして、市と連携をしながら、事業者の円滑な事業実施を支えてまいりたいと考えております。

また、周知や掘り起こしについてでございますが、これにつきましては、ただ申請を待っているだけでは活用までには至らないというふうに考えております。市や金融機関が、待ちの姿勢ではなくて、積極的に広報活動を行い、制度を知ってもらうことで、相談や応募へつなげてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。待っているだけでは確かに来ないと思いますので、こちらについては積極的に、どんどんやっていっていただきたいと思っております。

こちらなんですが、この具体的な事業の想定というのは、どのように考えているのか。例えば商店街等の空き店舗の活用についてはどのようにお考えなのかをお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この制度につきましては、その事業内容などは民間事業者の自由な発想や創意工夫によって生み出されるものと考えておりまして、むしろ私も行政の想定を超えるようなアイデアや幅広い提案を期待しているところでございます。何か具体的な事業をこちらで想定しているものではございません。

また、商店街の空き店舗の活用につきましては、現在も重要な地域課題の一つでございますので、空き店舗等活用補助金制度を設けているところでございますが、もしこのローカル10,000を活用したいとする場合には、この同一事業で両方の補助制度というのを併用することはできませんので、どちらかを選択していただくことになろうかと思っております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） こちらのプロジェクトに関して今、課長から説明がありましたとおり、特に空き店舗を使う場合には確かに空き店舗補助金もございますので、どちらが有利であるのか、どちらが一番いいのかということを考えて利用者の方にやっていただいて、そしてあれですね、私たちが考えつかないような斬新なアイデアをもって活用していただいて活性化していただければ一番いいと思っております。

この事業なんです、この事業は、先ほど申し上げましたが、令和8年度から始まっておりますが、この事業は今後も継続されていくのかどうかをお聞きします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。現時点では、国のこの交付金制度を活用しまして、地域活性化に資する有効な制度であるというふうに認識しておりまして、今後においても優良な事業の創出につながるよう継続してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから、令和8年度勝浦市一般会計補正予算、歳出の関係で12ページ、民生費、扶助費、生活保護費1,720万円、このものなんですけども、この内容を見ますと、平成25年生活保護扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応というふうな形で書いてありますが、その判決及び内容、支給内容等についてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田智絵君） お答え申し上げます。平成25年の生活保護基準の改定により生活扶助費が引き下げられましたが、令和7年6月の裁判で、最高裁判所が、その平成25年の基準における国の判断過程及び手続に過誤や欠落があったと判断いたしました。この判決を受け、国において追加給付を行う方針が示され、平成5年基準改定により減額の影響を受けた方を対象として、追加給付を実施することとなったものです。

対象は、平成25年8月から令和8年3月の期間において生活保護を受給していた世帯であり、勝浦市では、現在受給中の世帯が107世帯、保護廃止世帯が65世帯となっております。

支給額は、受給当時の年齢や世帯人数、保護を受給していた期間や障害のある方への加算などによって異なることから、国の支給事務マニュアルに示されていた1世帯おおむね10万円を引用し、予算計上いたしました。

今後、対象者の精査及び支給額の確定により適切に執行してまいります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、この補足説明のほうに書いてあります107世帯、保護廃止世帯65世帯で10万円ということが書いてありますけども、これはおおよそというような形の予算計上というふうな、各世帯に10万円払いますよということではないと。その生活保護の状態に応じて支給するというような形で理解をしました。

続きまして、保護受給中の世帯ということで、この収入が入るということになってきますと、当然、収入認定というような形で、そのものが算定されるのかどうかということが1つと、それとあと、保護廃止の世帯についての支給はどのような形ですか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田智絵君） お答え申し上げます。今回の追加給付に関する保護費に関しては、収入認定は行わず、被保護者世帯の自立更生のために充てるよう助言を行うこととされております。保護廃止世帯への周知は広報やホームページで行うこととし、郵送や窓口申請での受付を予定しております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございました。

それでは、続きまして農林水産業費のほうなんですけども、農業費の地域農業構造転換支援

事業でお願いしたいんですが、ページ番号ですよね。すみません。民生費、衛生費、農林水産、14ページですね。よろしくお願いします。

この中で地域農業構造転換支援事業の制度につきまして、まず伺います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。地域農業構造転換支援事業につきまして、こちらの制度で内容でございますが、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援するもので、地域計画に担い手として位置づけられました認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達している農業者が該当するものでございます。

また、成果目標といたしまして、経営面積の3割または4ヘクタール以上の拡大、付加価値額1割以上の拡大、労働生産性3%以上の向上のいずれかが求められるものでございます。

内容といたしましては、千葉県を経由する国の補助ということになりますが、今回につきましては、市野川の認定農業者の方から申請をいただきまして、補助の認定が見込まれているため、予算化するものでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、今のこの支援事業につきまして、認定農業者とかいらっしゃいますけども、本市において、この条件該当者というのはどの程度いるのか、伺います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。認定農業者を中心に現在31名ということになります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。勝浦市は兼業農家が多いですよということで、このハードルはちょっと高いなという気がしますが、これは県、国の補助ということでもありますので、勝浦市も少し、ちょっと何かそういう条件で、市単独でも何かあればいいのかなという気がしますけども。

この制度につきましては自分も初めて聞いたなというようなところがありますけども、この制度の周知についてどのようになっているのか、伺います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。今回活用いたします補助事業は、主に認定農業者が該当となる制度でございますが、認定農業者の方につきましては、千葉県夷隅農業事務所が定期的に訪問しておりまして、認定農業者と直接面談しているところでございます。その中で、それぞれの認定農業者の方の経営状況に合わせた各種補助事業の情報提供をしているというところでございます。

該当者が限られることから、これまでのような農業従事者の方一斉に周知というようなところは行われていないということになります。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、渡辺ヒロ子議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 私からは、同じく議案第31号 一般会計補正予算、6款商工費より16ページ、地域経済循環創造事業補助金641万7,000円について伺いたいと思います。

今回、ローカル10,000プロジェクトに採択された事業ということですが、このプロジェクトは、地域内で大きな経済循環を生み出すことを目指す事業であると理解しております。

そこで、3点伺いたいと思います。

この本事業の概要について、2点目、事業主体となっているBOSATSU WORKSについて、3点目、本市ではこの事業によりどのような地域課題の解決や経済効果を期待しているのか、この3点について伺いたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今回、勝浦市におきまして、国のローカル10,000プロジェクトに採択されました、予算計上させていただいている事業の概要でございますが、事業名につきましては、「地域資源を食べる、楽しむことからはじまる地域経済循環を促す住・職連動型交流拠点事業」となっております。

また、実施主体は、民間事業者の一般社団法人BOSATSU WORKSさんでございます。

具体的な事業につきましては、市内に増加する空きアパートを地域資源として有効活用いたしまして、公共スペースつき賃貸住宅と民泊施設へ改修することで、新たな交流、滞在、挑戦の拠点としようとしております。

また、まず今後の期待というところでございますが、本市では空き家や空き物件の活用促進、移住・定住の受皿づくり、また関係人口の創出、地域内での新たな事業創出などが地域課題となっております。本事業は、そうした課題に対して、住まいの提供だけにとどまらず、共有スペースを介して移住者、地域住民、起業希望者など多様な人材がつながる場を生み出すことで、地域の交流促進や新たなビジネス活動の創出も期待しているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） ありがとうございます。おおむね、この本事業の概要については理解いたしました。

まず、この本事業の総事業費を伺いたいと思います。また、そのうち今回補正予算に計上されております641万7,000円についてですが、これは国、市、事業者、それぞれの負担はどのようなになっているのか、これもお聞かせください。

また、本事業は全国の中からローカル10,000プロジェクトとして採択されたということですから、先ほど市としての期待の部分については理解いたしましたが、このどのような点が高く評価されての採択に至ったのかというふうなお考えについて伺えればと思います。お願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、本事業の令和8年度分の総事業費でございますが、1,423万9,000円でございます。そのうち資金の内訳につきましては、金融機関からの融資が641万7,000円、市からの補助金が同額の641万7,000円、そのほか140万5,000円につきましては自己資金でございます。また、この641万7,000円につきましては、市が事業者に対して交付する補助金額でございます。

また同時に、歳入では、その財源といたしまして、国から市への交付金、地域循環型創造事業交付金としまして427万8,000円を見込んでおります。これは市の補助金の3分の2に当たり

ます。

この財源を差し引いた分が市の一般財源213万9,000円ということになりますが、この一般財源に対しましても2分の1の特別交付税措置もございますので、合わせて6分の5は国から何らかの措置がされる仕組みであり、市は実質6分の1であるというところでございます。

なぜ採択されたのかというところでございますが、国から、これにつきまして個別具体的な採択理由が示されているわけではございませんが、本事業がローカル10,000プロジェクトの趣旨に合致し、地域課題の解決と地域循環の創出に資する事業として評価されたものと認識してございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） 細かい予算区分のほうも理解いたしました。後でちょっともう1回数字を書き切れませんでしたので、伺いたいと思いますが、この事業が、勝浦市の負担がそれほどなく、いろんな課題解決になると期待されているということですから、5年後10年後に地元に基づく地域経済の波及効果というのもしみ出すような事業になってくれればいいなということを期待して、これは質問、ここまでいたします。

次の質問にいたします。同じく一般会計補正予算、この9款の教育費より19ページ、学校給食費補助事業、そして2番目として就学援助事業ということで質問させていただきましたが、これ一緒に質問させていただきます。

勝浦市では、県に先駆けて、学校給食費の無償化を実施してまいりました。子育て世帯の負担軽減に取り組んでまいりましたが、今回、千葉県公立小学校等給食費の抜本的な負担軽減補助金交付要綱の制定によって市の負担が軽減されたということは大変ありがたいことだなというふうに思っております。その一方で、就学援助事業の説明欄の中にも、学校給食費に係る扶助費69万9,000円の補正が計上されていたため、準要保護児童が当初より増加したのかなと思って私、通告いたしました。その後、課長にもお話を伺ったりとか、私なりに理解したところでは、この学校給食費の無償化とか保護者の負担は全く変わることではなくて、対象となる児童によって給食費に係る事業や予算の組み方というんでしょうか、それが整理されたんだと。準要保護児童が増えたわけではないという理解をしたわけなんです、それでまずよろしいかどうかという確認と、また学校給食費補助事業とこの就学援助事業の関係も含めて、今回の補正内容にも併せまして、今の私の理解よりもさらに補足説明いただけることがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。議員おっしゃるとおりでございますが、国のほうのいわゆる給食無償化の制度に伴い県のほうで要綱ができたのが4月1日からというところで、当初予算を要求する際には、そこまではっきりと事業の内容が分かっていたいなかったこともあったため、今回の補正予算のところで組み方等を整理したものが、今回補正でやらせていただいているものです。実際の保護者の負担が増えるとか、そういったことではございません。就学児童が増えているということでもございません。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） ありがとうございます。理解いたしました。

今回の県の制度というのが、小学校を、小学生児童を対象にしたものであって、中学校につ

いては、中学校生徒については、引き続き市が負担しているということがありますよね。また準要保護児童に係る部分についても基準額を超えていて市の負担がまだ残っているということだと思っんですが、この県の制度が今後どのようなことになるかは分かりませんが、今回のこの制度創設によって市の負担が一定程度軽減されるのはとても大変ありがたいことですし、そこでなんですが、この勝浦市は県に先駆けて学校給食無償化に取り組んできましたが、今後もこの取組を継続していくお考えがあるかということと、県に対して中学校への対象拡大とか制度の充実について求めていくお考えというのはあるでしょうか。お願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） 現在のところ、継続を考えているところでございます。

また、今回、国のほうでは小学生を対象でしたが、中学生についても可能であればというところで要望はしていきたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

次に、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 私から補正の11ページ、ふるさと企業寄附金の件について2,500万。条例の27号議案と、そういうものを踏まえていたんですけど、この11ページ、これについて一応いろいろな条例の中を聞いてみますと、何人かやる中で、少し私的には甘いんじゃないかと。もう少し海業について、当然もっと考えられる余地がある。ましてや定置網とかその辺、果たしてできるのか、何でそういうものまで入れて、この条例つくりながら。

まず、この11ページでは、やっぱり安定した働くことができる場の場づくりということである以上、これが聞いていますと、海業というのは確かに勝浦市が33年、合併になってできた時点で、漁協と、そして観光、これを目的として合併された市であります。その中で、やっぱり当然ながら、それは踏まえての話をトータル的に考えている話であります以上、ましてや、この藻場の問題を踏まえても、磯枯れから、課長には言ったつもりでありますけど、水産の水揚げは全然もう、アワビだって今回解禁になっても全然少ないような状態ですよ。サザエはもちろん。この8月からイセエビの問題もありますけど。

そこで、陸上養殖を何で盛り込んでおかないのか。その辺の話が協議の中に何回か、令和6年から協議されてきた中で、8年まで何回となく、本当にこの勝浦市の海業をどう考えるか。

前回、このつい最近、千葉県知事と農林水産の水産大臣の鈴木さんが、富津のシャケの視察しています。そこで、そこは2027年から3万5,000トン、1匹2.5キロ近くで計算しますと、大体100万匹のシャケを出す、それが非常に1年単位で回転している話ですよ。

そういうものを何でもっと。令和9年からやっていくんだという話もあるんでしょうけど、もっと真剣になって、それを詰められる話が、この質疑の中でも全然聞こえてこないもので、私は、これ総務でもやるんでしょうけどね。そうした中で非常に食と、そして回転。

輸入で今までシャケが頼っていたものが、この国内で作る生産があるわけですよ。そして陸上養殖は今、これ調べれば分かりますけど、日本の国ではどこでもやっている。確かに今、海の汚染がひどいので、そこでの環境整備の問題の魚に対する安全性の問題が国民にとっては非常に疑問視している面もあるので、そこで安全性も確保されているような状態の中で、その辺の推進ができないのか。その辺の協議を、やっぱりどうしてもっと、その辺の話が出たのか出ないのか。

何かこれを聞いていますと、その辺で終わりにされているような気がしますので、その辺を1点だけ。総務でもありますので、時間も時間なんですから、私はこれで1点聞いて終わりにします。

○議長（戸坂健一君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

寺尾議員に申し上げます。先ほどの寺尾議員の御質問については、企業版ふるさと応援寄附金は海業推進基金の積立金の財源とすることであるが、海業推進事業を実施していくに当たって、水産物の陸上養殖についても検討しているのかどうかという趣旨の質問でよろしいでしょうか。

それでは、答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。海業推進基金におきまして、先ほどより多くの質問をいただいておりますが、定置網漁業をはじめとする陸上養殖等も含めた多くの事業につきまして、現在検討中というところがございます。現状では個別の事業について特段お答えすることができないというところを承知していただければと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 確かに漠然として、今後の問題を検討するに当たっても、やっぱりこれを基金としてやるからには、ある程度の大枠で方向性を出しながら検討し、再度それをローリングで、どうしていくか。その辺の問題が私は。ただ積んだから、今後の問題ですよという考え方は、私にはそぐわない。

要は、今のこの高市政権下においても17の施策の中に、この海業は入っている話なんです。そして、これを私も関わった件からいきますと、もう三、四年前から、そして勝浦市も、これは令和6年に何回か会議をし、そしてその後もって先ほども言ったように、そういう面から、このステップが、後から考えると、思惑というのがある程度、この行政のほうの皆さんの考えの中でも、本気になってどう進めるかってものを聞きたいだけなんです。

それじゃなくとも海は荒廃し、毎年毎年、漁獲も減ってきている。今年あたりも、もう本当にトコブシは減るわ、それは磯枯れ、あるいはそういう面から、もうほとんど資源が枯渇している状態なんです。

それを、だから国のほうも、逐条をはじめ、いろんな意味での方針がある以上、それを組み込んだ勝浦市の基金積む以上は、当然、それも踏まえていない、後からというのが、どうも違う意味で。これは農林水産課長ばかりじゃないですよ。各課長さんたちの考えの中でも進めるべき問題があるのかなと私は思い、いろんな意味で、この成長戦略の高市氏のそういうの、内閣府の問題においても、17が海業の中に入っているわけですよ。

そうしたのが国の方針である以上、勝浦市がせっかくここに行き着いた話であれば、これは令和9年からやる話でもないのかなと思うので、その辺をしっかりと踏まえて、今後検討していただければと思います。

話はあれですけど、FRDジャパン富津ファームと、ここが本当に皆さん、どう考えているか、どういう知識で。それを知っているかは分かりませんが、私はたまたまそれを知り、ま

さに国も、県も、そこの企業に来ている話であります以上、勝浦からもその辺の発信ができる話があればいいと思います。

東急さんが藻場を出しているとか、いろんな面は東急さんは企業として当然やるべきことをやってくれているし、ここに別荘地も抱えている以上は、東急としても観光、あるいは漁業というか、水産関係は一体だと私も思っていますので。

せつかく1時から会議を開いて、この辺、市長も最終的な話で、この辺は市長も、この辺のことも答弁されていますけど、再度、この議会の最後の本会議における質疑として、お答え願いたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 寺尾議員に申し上げます。質問は、ふるさと応援寄附金について。

○9番（寺尾重雄君） ての活用方法です。

○議長（戸坂健一君） の活用方法について御答弁を求めると。

答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えをします。ふるさと応援基金の使われ方、このことについては、寺尾議員は、最初の言葉が甘いという一言ございました。一生懸命にこの件についても考えております。そして今、資源の変化、枯渇、こういう目の前に差し迫った重要課題が勝浦の課題であるという認識も、皆さん、していると考えます。

このちょっと陸上養殖というそのものを含めた、これから海業、どういうふうにしていくかと。論議は今まで5回しております。この、また6回目から視点を当てて、焦点を当ててやっていくということであり、その必要性というものは十分認められるというふうに思います。

これから海に面するこの勝浦市は、津波の関係もたくさんの課題、これから防災にしてもそうですが、たくさんの課題に向けて、何を最優先にしていくのか、視点を絞りながら考えていくという、当たり前のことですが、それぞれ。

今、東急のこともありました。東急との縁の結び方も本当に一つ一つ着実にやってきております。皆さんの目には入らないでしょうが、課としても様々、企画、農林水産課、そこでの連携を取りながら前に進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。狩野議員。

○7番（狩野光一君） またしても通告外で申し訳ありません。1点質問させていただきます。議案第31号 勝浦市一般会計補正予算についてです。

14ページ、農業費、農業振興費、こちらの鳥獣被害防止総合対策事業について1点お尋ねいたします。こちらサルの群れ、これの調査結果を踏まえて、捕獲頭数増加、これを補完することでの補正ということで内容について承知いたしますが、その内訳のほうに、こちら集落支援事業というものが計上されております。この集落支援事業というのは具体的にどのようなことなのか、この集落の定義、範囲、あるいは単位ですね、それをお聞かせいただきたいのと、具体的にどのような事業を指しているのか。現在決定していないということで述べられないのであれば、一般論として、どういった事業がここに該当するものなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。集落支援事業というところでございますけれども、このサルの子の個体群調査・調整というところになりますと、実際に地域の方の協力を得まして、例えばその地域、わなのそばに近寄らないようにしていただくとか、いろんな地域の方の協力がどうしても必要となる事業でございます。現在、サルの子の調査の最中というところでございますので、どの地区でやるとかいうところはまだ決まっておりませんが、正式にここでやりたいという場所が決まったときに、地域の方々に集まっていただきまして、専門業者の人間から、こういうことはしないでほしい、こういうことは協力してほしいといったところを地域の方々に説明していかなければいけない場面が出てきます。そういったときの費用というふうに考えていただけたらと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、関係する所管事項について、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へ付託いたします。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第32号 動産の買入れについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入るのですが、発言通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、総務文教常任委員会へ付託いたします。

請願の委員会付託

○議長（戸坂健一君） 日程第2、請願の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願は、既にお手元へ配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたので、御報告いたします。

陳情の委員会付託

○議長（戸坂健一君） 日程第3、陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した陳情は、請願と同様に、既にお手元へ配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたので、御報告いたします。

休 会 の 件

○議長（戸坂健一君） 日程第4、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月9日及び6月10日の2日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、6月9日及び6月10日の2日間は、休会することに決しました。

6月11日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集を願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（戸坂健一君） 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時13分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第27号～議案第32号の上程・説明
1. 請願第1号、請願第2号の委員会付託
1. 陳情第3号、陳情第4号の委員会付託
1. 休会の件